平成２５年（フ）第５２５号
福岡市南区野多目５丁目２番16―205号
債務者　丸花　正俊
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５５０号
福岡市中央区唐人町１丁目８番８―206号
債務者　中村　宗貴
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５５１号
福岡市城南区荒江団地１番505号
債務者　藤田　次郎
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３６号
北海道小樽市花園２丁目８番９号
債務者　橋本美智江（旧姓　鈴木）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第３８号
北海道小樽市銭函１丁目19番143号　銭函西団地１号棟
債務者　石村美津子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１９２号
仙台市太白区金剛沢２丁目５番26号
債務者　金濱絵里嘉（旧姓福士）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
仙台市泉区泉ケ丘４丁目24番18号　佐藤アパート201
債務者　菅原　義輝
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
仙台市青葉区花京院２丁目２番48号　レジデンス花京院106
債務者　梁川さとゑ
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１５号
秋田県大館市御成町１丁目13番17号　木村ビル２Ｆ、前住所秋田県大館市早口字出口44番地１
債務者　田村　　聡
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１９号
秋田県大館市南神明町４番15号
債務者　丸屋　美和
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第８２号
茨城県水戸市本町１丁目６番６号
債務者　梶山美奈子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第８９号
茨城県水戸市大串町58番地の10
債務者　小玉喜久男
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１０７号
茨城県鉾田市安塚1542番地
債務者　細川惠美子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１１７号
茨城県水戸市千波町2852番地の２　市営千波原第２住宅１棟201号
債務者　豊田　智子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１３号
滋賀県東近江市伊庭町1986番地
債務者　玉木きさ子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１７号
滋賀県近江八幡市古川町462番地
債務者　青木　治仁
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第５６号
京都市下京区五条通油小路西入北側小泉町82番地　ＡＬＴＡ京都堀川ウィンドア901
債務者　與浦　郁代
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３６０号
京都府八幡市川口別所67番地の１パストール川口寮205、前住所神戸市中央区海岸通28番地ＢＥＬＩＳＴＡ神戸旧居留地303号
債務者　瀬理　完奈（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係